

The Vikings and Anglo-Saxon England – Study notes on the Cemetery at Ingleby, Derbyshire and Settlement History at the Age –

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-03-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 原, 征明 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/281

研究ノート

ヴァイキングとアングロ・サクソンイングランド再考 — デーンロウ (Danelaw) 地帯をめぐって (4)

—— イングルビー (Ingleby, Derbyshire) 遺跡と同時代の定住史考 ——

原 征 明

1. はしがき
2. イングルビー (Ingleby, Derbyshire) 遺跡について
3. スカンジナヴィア系地名分布と定住形態について
4. まとめ・展望

1. はしがき

本稿は標題のテーマにより英国ダービシャー (Derbyshire) における上記の遺跡に関する特徴を示すことであり、次にイングランドにおける当時の「ヴァイキングの定住史」についてその一端を社会経済史の視点から考察をするものである。

最近の歴史学は、明らかに“グローバル・ヒストリー”が主流となっている。従って、偶々「イングランド史」に考察の力点がおかれるような研究になると、時には消極的な評価をうけることもあったように思われる。

もちろん、筆者が関心を寄せる「ヴァイキング時代」の研究は、明らかに北欧およびヨーロッパ諸地域に関わる“グローバル・ヒストリー”なのである。拙論における従前の視点もそうであったことは当然である。筆者がこれまでヴァイキング史で考察の中心においてきたのは、ヨーロッパのほぼ全域において9世紀以降スカンジナヴィア人による遠征と略奪、そして植民や交易を行ったのは一体なぜなのか、またその数世紀後にヴァイキング時代の終焉がおとずれたのはなぜなのかということの解明⁽¹⁾が研究の主眼であり、従前の拙

⁽¹⁾ 拙稿「ヴァイキング (Vikings) 史研究序説」(『東北学委員大学論集・経済学』第81号(昭和54年12月)および拙稿「中世初期北欧における「人間の移動」について」(『ヒト』の移動の社会史編集委員会編・「ヒト」の移動の社会史(刀水書房, 1998)所収, pp. 127-146. を、さしあたり参照されたい。

論もそれらを説明するために気候学・考古学・貨幣史・地名学そして宗教学など種々の知見を意識的に活用しておこなった社会経済史であったと考えている。ところが考察の対象がたまたまアングロ・サクソンイングランド史に向いて「デーンロウ地帯」の問題となると、中世史研究でグローバル・ヒストリーを牽引する先達などからは、その存在自体のみならず研究する意味についても消極的な評価⁽²⁾を与えられることがなくはなかった。以上のことを最初に述べておき、まずは筆者が現地に直接足を運んだことがあるダービシャー (Derbyshire) 南部の「イングルビー遺跡」について検討し、更に「デーンロウ地帯」の問題を扱いたい。

2. イングルビー (Ingleby, Derbyshire) 遺跡について

私はかつて前述のダービシャーのレプトン (Repton) に直接おもむきヴァイキング期の遺跡⁽³⁾についての考察をしたことがあったが、本節が対象とする「イングルビー遺跡」はそこから比較的近い南東の方角に位置するヒースウッド (Heath Wood) にあり、ヴァイキング時代の「共同墓地遺跡」として発見された場所である (52°44'N1°30'W)。最近は、これさえも情報機器で検索すれば直接現地に行かずとも相当程度の知識が入手可能であることも確かである。しかしそれにもかかわらず、あえてここに記録として残しておくのには、かつてレプトン遺跡を訪ねた際に偶然お世話になったトニー・ウィタッカー氏 (Tony Whittaker) 氏が翌年も再び私のためにイングルビー遺跡まで快く自家用車を出してくれたというその好意にお答えし、本稿をお送りして謝意を表わすという意味もある。

さて遺跡の場所は、前述のとおりイングランド中部に位置するダービシャーで、トレント川 (Trent) 上流河岸から緩やかに傾斜して上るところにあり、ヒース・ウッドと呼ばれる森林の中心部に位置するところであった。ただしこの場所に植林されたのは後年のこ

⁽²⁾ 古い指摘になるかも知れないが、例えば中世史学界を牽引する鶴島博和氏は8世紀末からのヴァイキングの活動がイングランドに南北二つの地帯を作り出す結果をもたらしたことを一方では認めつつ、しかし他方、「デーンロウ (Old English *Dena lagu*, Danelaw) 地帯」の存在については、それが19世紀の国民国家史観により開花した幻想ないし後年の歴史家が作り出したものである、と書かれたことが記憶に残っている。(「イングランド-ヨーロッパ形成期におけるその位置と構造-」(岩波世界史講座『世界歴史』8ヨーロッパの成長、1998年3月所収、pp. 233-4.) ただしそれは、鶴島氏が当時「グローバル・ヒストリー」の視点を中世史に導入することを強く意識していたからであって、同氏が英国史研究の意義それ自体を無視してはいなかったであろうと私は期待している。この問題については本稿の後半でも取り上げてみたい。

⁽³⁾ 拙稿「ヴァイキングとアングロ・サクソンイングランド再考—デーンロウ (Danelaw) 地帯をめぐる (2) レプトン・ヴァイキング (Repton Vikings) の遺跡—『歴史と文化』(東北学院大学・第46号) pp. 133-144.



Fig. 1 トレント川上流域 (筆者撮影)



Fig. 2 ヒースウッドの写真 (筆者撮影)

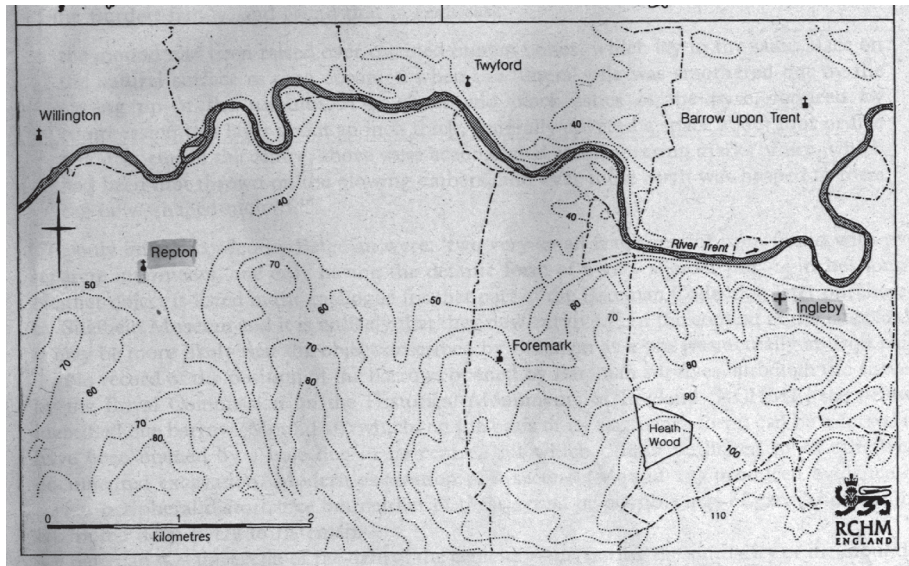


Fig. 3 Repton (左上方) と Heathwood (右下方) の位置関係
 (なお、右横に +Ingleby とあるのは現在ある同名の教区) Julian D. Richards FSA & others, "Excavations at the Viking Barrow Cemetery at Heathwood, Ingleby, Derbyshire" (*The Antiquaries Journal*, 84, 2004, p. 24.)

とよう⁽⁴⁾であり、ヴァイキング時代には森林もなく開けていたとみられるので、この地点から斜め北西の方向もよく見渡すことができ、マーシャ王国時代にヴァイキング軍団がかつてそこに防御砦を構築した前述のレプトン教会 (Repton church) を遠望できる位置関係にあったと思われる。

筆者がここを訪れたのは夏のことであるが、遺跡に到達するには途中で車を降り、現在はその周辺一帯が牛の放牧場となっているところをしばらく進まなければならなかった。そのあいだ、多数の放牧牛による排泄物がもたらす強烈な臭いに耐え、さらにまた、その行く手には触れるだけで強い痛みをおぼえ“かぶれ”を発する有毒な野草が繁茂していたので、ウィタッカー氏の指示に従いながら慎重に進んだ。そのため、このような場所に足を踏み入れる東洋人は恐らく私ぐらいではなかろうかという意識だけが自分を支えてくれたように記憶している。因みに遺跡があるイングルビー (Ingleby) という場所全体は、現在同名の教区村落によって所有されていて、前掲の写真にみる Forest Agency に委託・管理されている。加えて、この遺跡にたどり着いたのは前述のとおり夏のことなので、そ

⁽⁴⁾ Julian D. Richards & others, "Excavation at the Viking Barrow Cemetery at Heath Wood, Ingleby, Derbyshire" (*The Antiquaries Journal*, 84, 2004) p. 25. によると、以前は野ウサギなどが多く生息する場所であったと 1664 年の文献のなかで指摘されているとある。ただしそれがどのような文献であるかについては述べられていない。



Fig. 4 土盛塚群の一部 (筆者撮影)

ここではさまざまな植物が生い茂り、その空間には「盛り土」がおぼろげながら確認できたものの、ウイタッカー氏に教えられるまで、筆者にはその場所がヴァイキング時代の「共同墓地」の跡であることをにわかに認識できなかった。

また、この場所は発掘調査の後に再び埋め戻されていたようであるから、考古学が直接の専門でない私にとってはなおさらのことであった。因みに、ウイタッカー氏は冬の季節になれば盛り土周辺の雑草も枯れるだろうから、もう一度この場所の写真を撮り送ってやってもよいと話されていたが、あいにくそれは実らなかった。

ところで、ここイングルビーにかつてヴァイキング時代の墓地遺跡が存在していたことについては既に19世紀後半の段階から知られていた⁽⁵⁾のである。しかしその後しばらくは発掘調査の形跡がなかったようであるが、英国から帰国後にヨーロッパ文化研究所(当時)スタッフの助力をえて学術雑誌“Derbyshire Archaeological Journal”などを検索したところによると、この共同墓地遺跡の発掘調査は1941年以来今日まで少なくとも7回にわたり行われていることが判明した⁽⁶⁾のである。

⁽⁵⁾ 筆者は当地からの帰路にダービー市博物館 (The Derby City Museum) に立ち寄る機会を持った。その際に学芸員から得た情報によると、1855年の春、トマス・ベイトマンなる人物が当該遺跡の5基を発掘調査し、その各々が火葬用の薪で覆われていたこと、そして上に人骨の灰が残っていたということが“Ten Year's Digging” (Bateman, 1861) に記録として残されているという。(ただし筆者未見)

⁽⁶⁾ Fraser, W. ‘Location of the alleged Anglian cemetery at Foremark’, *Derbyshire Archaeological Journal*, 62, pp. 19–21.; Clark, C, Fraser, W, ‘Excavation of pagan burial mounds at Ingleby. Second report’, *Derbyshire*

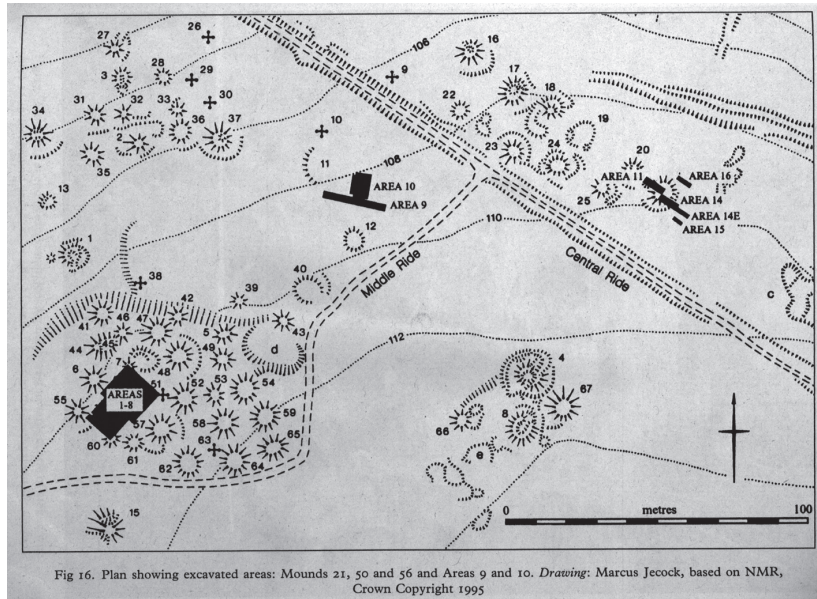


Fig. 5 イングルビー遺跡の4つに分かれた平面図
Julian D. Richard FSA others, *The Antiquaries journal*, 84, 2004, p. 49.

考古学者たちが関心をいだいた理由とは一体何であったろうか？ それは、ここにおける共同墓地が調査の結果ヴァイキング時代当時のイングランドでは珍しい異教時代の「火葬墓」(cremation)に他ならなかったということにある⁽⁷⁾。キリスト教の時代になると「土葬」(inhumation)による埋葬形式へと変化していくということは考古学上の知見なのであり、従ってアングロ・サクソンイングランド史においても一部の例外があるものの⁽⁸⁾概ねそのように把握されている⁽⁹⁾。

それゆえに、確かにこのイングルビーの遺跡と距離的に近い関係にあるものの、筆者が

Archaeological Journal, 69, 1949, pp.78-81.; Posnansky, M. 'The pagan Danish barrow cemetery at Heath Wood, Ingleby: a preliminary excavation report', *Derbyshire Archaeological Journal*, (vol. 75, 1955), pp. 140-4.; Posnansky, M. 'The pagan barrow cemetery at Heath Wood, Ingleby, 1955 excavations' *Derbyshire Archaeological Journal*, (vol. 76, 1956), pp 40-56.; Julian D. Richards & others, *The Antiquaries Journal* vol. 84 (2004).

⁽⁷⁾ キリスト教に改宗される以前のヴァイキング期スカンジナビア地方に関していえば、火葬は概してデンマークよりスウェーデンそしてノルウェイにおいて特徴的である。しかしながら北ユトランド地方のデンマークについては、やはり火葬が多いのである。

⁽⁸⁾ 例えば、ウェスト・サクソン地方のアビンドン (Abingdon) では、火葬と土葬が入り混じった共同墓地 (mixed inhumation/cremation cemetery) がみられ、発掘された 201 基のうち火葬は 82 基にとどまり、そこではむしろ土葬が通例であったという事実もある。Cf., D.M. Wilson, *The Anglo-Saxons* (Praeger, 1962), pp. 38-39. この背景にはローマン・ブリテン時代における居住地が、そのあとイングランドに到来した初期サクソン人に影響ないし継承されることがあるのかも知れない。

⁽⁹⁾ Cf., Audery Meaney, *A Gazetteer of Early Anglo-Saxon Burial Sites* (George Allen & Unwin, 1964), pp. 15-21.

かつて扱った前述のレプトン・ヴァイキング (Repton Vikings) 遺跡との関係について言えば、その判断は慎重に行われなければならない事情がでてくるわけである。

次に、発掘調査に関するこれまでの報告によると、ここイングルビーにおける「共同墓地遺跡」は、広さがヒース・ウッドのなかの約 14 ヘクタールの空間に及び、更にそれが 4 つの区域に分かれていたこと、そして遺跡は総じて種々の副葬品と共に 59 基ほどの土盛塚 (barrow) として存在していたことが指摘されている⁽¹⁰⁾。更にまた、それら土盛塚全体のうちの 20 基、およそ 3 分の 1 に相当するものに関しては、これまで三度にわたる発掘調査が行われてきていたのである。

そこで以下では、考古学者たちによる詳細な報告に基づき、筆者が特に関心を持つ事柄のみに限定し遺跡の主要な特徴を簡略述べておくことにする。おもに “*The Antiquaries Journal*” のなかで、手元にある新しい報告書 (2004 年) のコピー⁽¹¹⁾ を利用したい。

ここでは既に 1940 年代と 1950 年代の発掘調査でも、火葬のための炉床の存在が確認されていたのであり、また土盛塚のいくつかは被葬者の記念碑 (cenotaphs) であったことを示唆していたという報告がある。

また、この共同墓地からは二本のバラバラの状態になった剣や留め金、そのほか牛、馬、羊、豚そして犬などが焼かれた遺体の形跡も見つかっている。

前述のとおりアングロ・サクソンイングランドで「火葬墓」が発見されることは珍しいのであるが、北ユトランド地方及びスウェーデンでは、火葬された土盛塚からなる共同墓地が存在する。ここでの鉄製のクギの発見は、ヨーク大聖堂の地下で発見されたヴァイキングの場合とおそらく同様に、棺として使用された船の外板の一部を固定する際のものであると想定される。或いはまたヴァイキングによる「船葬墓」の一部分をあらわしている可能性があったようである。

火葬墓のいくつかで出土した釘類は大部分が小型のものであり、どちらかといえば戦闘で用いられる盾のような物体で装着に用いられたものようである。この他、例えば船の外板の一部から外れたと思われる大型の鉄製打ち釘が Mound 5 から出土したことなども報告されている。小型のものはヴァイキング船で漕ぎ手が腰をかけ、その中に兵士の持ち物を入れた箱 (chest) で使用されたと見られる鋳釘であった可能性もある。

もちろん、ここにおける一連の発掘調査の過程では、後年になって再調査 (= Mound 7)

⁽¹⁰⁾ Julian D. Richards, FSA with contributions by P. Beswick, FSA J. Bond, M. Jecock, J. Mckeinley, S. Rowland and F. Worley “Excavation at the Viking Barrow Cemetery at Heath Wood, Ingleby, Derbyshire (in: *The Antiquaries Journal*, 84, 2004), pp. 23–116.

⁽¹¹⁾ Julian D. Richards & others, *ibid.*

が実施された結果、人骨（性別不明）や鉄製の剣刃、並びに乗馬に用いられる拍車などと共に、馬・牛・犬・羊など動物の骨が埋められていたことが新たに分かったという事実がある⁽¹²⁾。

更に、この遺跡では同じ場所に埋葬墓が二重に造られたとみられる形跡があることを指摘しなければならない。例えば、Mound 50 と Mound 56 の関係がそうである。即ち、火葬がなされた後者（= Mound 56）の円形炉床の上部に前者（= Mound 50）が重なり合う形でかぶさり、その右奥には 1948 年発掘の（Mound 7）に連なる堆積土が存在していた⁽¹³⁾ のである。

そこで次に問題となるのは、この共同墓地が使用されていた年代の如何である。その場合、この問題を考察するのに有力な手がかりを与えるものが、「イングレビー遺跡」から出土した副葬品の形態ないし類型についての検証結果である。発掘調査書によると銀で装飾を施された刀剣の柄などに関しては、それらが北欧の製品であって Trewhiddle-style の出土品でアングロ・スカンジナビアン・ヨーク（Anglo-Scandinavian York）⁽¹⁴⁾ に拠点をおいた手工業者の手によるものとする考古学者ハル（Hall）の見解が採用された。このことからヒースウッドの当該共同墓地に埋葬された者たちは広範囲な北欧文化とのつながりを持っていた、と結論づけられているのである。そして「放射性炭素年代測定法」⁽¹⁵⁾ によると、例えば Mound 11 では火葬に附された人骨が 95% の確率で 680A.D.-880A.D. のもの

⁽¹²⁾ Julian D. Richards & others, *op cit.*, pp. 38-43.

⁽¹³⁾ Julian D. Richards & others, *op cit.*, pp. 54-55., & Fig. 20. あるいは、D.M. Hadley, *The Vikings in England—settlement, society, and culture—* (Manchester U.P., 2006), p. 241.

⁽¹⁴⁾ ヨークはハンバー（Humber）河口に位置し、デーノロウ地帯南部の城塞都市（Five Boroughs）に対応する形ではヨーク王国が築かれた場所である。この地域の政治的境界は流動的であり、史料上では前述の城塞都市よりもよく知られている。その理由はヨーク王国が北欧スカンジナビア地方やアイルランド・北大西洋の植民地と密接な関係にあったからである。9世紀から10世紀にかけての政治的動乱の中でこの地の支配者もデーノ人からノルウェー人に代わり、交易や政治的關係はアイリッシュ海とダブリン（Dublin）そしてマン島のヴァイキング本拠地へと西へ移動している。その間にヨーク王国は一時的ながらアングロ・サクソン人の支配下に置かれた。1970年代末から80年代初頭にかけて実施されたヨークにおけるコパゲート（Coppergate）の発掘から、ヴァイキング時代の手工業—皮革・櫛・金属鍛冶工職人—などの日常生活がうかがえる。Cf., David M. Wilson (ed.), *The Northern World—The History and Heritage of Northern Europe AD 400-1100* (Thames & Hudson, 1980), pp. 178-182.; ヨークを経由する交易ルートに関しては例えば、Malcolm Falkus & John Gillingham (ed.), *Historical Atlas of Britain* (Grisewood and Dempsey, 1981), 中村・森岡・石井 編『イギリス歴史地図』（東京書籍、昭和58年）、p. 52. を参照。因みに、ヴァイキング期のヨークを経由する奴隷交易については、Alfred P. Smyth, *Scandinavian Kings in British Isles -850-880* (Oxford U.P., 1977) chap. xi, esp., pp. 155-168. この他に、ヨークを経由したスカンジナビア地方との交易については、拙稿「デンマークにおけるヴァイキング期の都市、リーベ（Ribe）について」〔『東北学院大学論集・経済学』100号、1986年〕がある。

⁽¹⁵⁾ 放射性炭素年代測定法（radiocarbon dating）は、大気中の放射性炭素（¹⁴C）の濃度が一定であるという仮定に基づいて求めた炭素14年代を、較正曲線を介して実際の年代（暦年代）に変換する方法である。ただし測定では緯度や地域、あるいは試料の種類によっては¹⁴Cの濃度に変動が生じる場合もあるという。

と測定され、Mound 50 は 92% の確率で 770A.D.-900A.D.、そして Mound 56 の場合には 95.4% の確率で 770A.D.-980A.D. に及ぶものと見なされた。

ところで西暦 800 年頃までのイングランドでは、リンゼイ (Lindsey) およびミッドランズ (Midlands) 地方におけるアングロ・サクソン王国がマーシャ王国の政治的支配下にあった。しかしこのマーシャの覇権にも関わらずヴァイキングの攻撃に対する防衛力は十分でなかった。そうした中で、865-866 年にはきわめて流動的な形でヴァイキングの軍団がイースト・アングリア地方 (East Anglia) に上陸したのであった。加えて、ヴァイキングの軍団がスカンジナビア地方からも直接イングランドに到来したものと想定されてよいのだが、サイモン・ケインズ (S. Keynes) 氏らがかつて示唆したように、そうした軍団にはアイルランドや大陸において活躍していたグループも加わって混成軍団をなしていたのであった⁽¹⁶⁾。ただし、『アングロ・サクソン年代記』(*the Anglo-Saxon Chronicle*) の中でヴァイキングが「大軍団」をなしていたことを記録し、イングランドで越冬する強力なものであったと書かれていても、この「大軍団」の規模について更に具体化するのはいささか困難なことである。因みに、ヴァイキング軍の勝利や数年間にわたる結束力をふまえると、「大軍団」だけでも 2-3,000 人規模であったと推測する歴史家がいるのに、他方ではそれが 300 人程度の小規模なものに過ぎなかったとする主張もみられる⁽¹⁷⁾。

それゆえ、筆者が旧稿で扱ったレプトン・ヴァイキング (Repton Vikings, 873-874) の場合と上述の指摘を関連させれば、既に述べたとおり本稿におけるヒースウッドのイングリーブ (Ingleby) 遺跡の場合は、異教時代に特徴的な火葬による埋葬形式が通例であったことに加え、この場所が埋葬墓地として使用された年代の範囲についても比較的長いスパンであると判断されることになるので、レプトン・ヴァイキングとは区別して扱うべき事例となるだろう⁽¹⁸⁾。あえて言及するならば、この時期にイングランドを混乱に陥れた複数の「ヴァイキング軍団」(the Viking Army) による数度の戦いに際し「共同墓地」として利用されたものと考えられる。

⁽¹⁶⁾ S. Keynes, "The Vikings in England, c 790-1016", in *The Oxford Illustrated History of the Vikings* (ed. by Peter H. Sawyer, Oxford 1997), pp. 48-64.

⁽¹⁷⁾ S. Keynes, *op. cit.*, p. 54.; P.H. Sawyer, *The Age of the Vikings* (London, 1971), pp. 121-138.

⁽¹⁸⁾ つまり共同墓地には重層使用の証拠もあったし、出土品には剣の小片が見られた。それは恐らく戦士ら個人の副葬品とみなされる。他所での戦闘による兵士の遺骨が一部ここヒースウッド (Heath Wood) に運ばれて埋葬されたことでもあろう。確かに、この場所に到来した兵士やレプトンのヴァイキング軍は、両者ともトレント川を遡上して到来していたであろうが、レプトンの共同墓地の場合は 10 世紀ころまで継続的に使用されたものであったと考える。

3. スカンジナヴィア系地名分布と定住形態について

イングランドにおけるスカンジナヴィア人ヴァイキングの侵入そして定住形態を把握するには、文字史料の限られた記録を補足するために、近年は考古学研究の成果のみならず地名学的研究成果、および両者の組み合わせによる検証方法が効果的である。

とりわけ地名の形成にみられる「語尾変化」とその根拠については、社会経済史の説明が可能であると筆者は考える。改めて言うまでもなく、地名は人間や集団が一定の目的で到来した際に、その場所の自然的特徴や、そこを利用した定住生活に一定の価値を見出した際に形成された「刻印」なのであり、それ自体、考古学的証拠などと相まって当該諸地域の在り方に新たな視点を与えてくれるものである⁽¹⁹⁾。確かに地名の濃さが定住の濃密さを必ずしも意味しないという議論があることも承知している。しかしその場合、時間の経過の中でそうした変化が一体なぜ生じたのかに関する説明が重要なのである。このことは先住のアングロ・サクソン人の社会についても有効である。因みに先住者アングロ・サクソン人の場合には、大陸からイングランドに到来し、まずは主要な諸河川とその支流における砂礫層、つまり水捌けの良好な場所を最初の定住地としたわけで、そのことは定住に関する他の証拠すなわち埋葬墓地の分布状態⁽²⁰⁾をみれば一目瞭然のことであろう。

他方、ヴァイキング時代のスカンジナヴィア人の地名に関しては、ノルウェー系とデーニン系を分けて考えるべきである。つまり前者に特徴的な地名分布が多く見られるのは主としてスコットランド本島、シェトランド (Shetland)、ヘブリディス諸島 (Hebrides) そして北西イングランドなどであり、ブリテン島北部で広範囲に⁽²¹⁾及んでいるのである。

それに対してデーニン人の場合には、先住のアングロ・サクソン人との関係を無視できないのは当然である。デーニン人の場合、アルフレッド王との「和平協約」⁽²²⁾の結果、一部が

⁽¹⁹⁾ その場合、特定の個別具体的事例の詳細に関わる全ての実証は無理かも知れない。ただし、地名学上の知見を踏まえて分類された類型や当該地域に関する「変化」の意味するところは考古学的証拠と照合して解釈することが可能なのである。

⁽²⁰⁾ Cf., E.T. Leeds, *The Archaeology of the Anglo-Saxon Settlements* (1970), p. 19, Anglo-Saxon Burial Places A.D. 450-650; または、拙論「移動・定住期におけるアングロ・サクソン人の初期的動向—一つの覚書—」(『東北学院大学論集』経済学第64号、昭和49年3月) p. 20. を参照。

⁽²¹⁾ 例えば、スコットランド本島を含むヘブリディス諸島では、地名の語尾が *-staðir*, *-bolstaðr*, *-setr* および *-boer* (*-býr*) などノルウェーに特徴的な事例多く、これらが定住と深くかかわる共通した「農圃名」であるというのが地名学者の一致した見解である。また、*-setr* に相当するとおもわれる動詞 *setre* は、*“go to the summer pasture in the mountains with the cattle, or work there as a daily maid”* である。なお、ブリテン島におけるスカンジナヴィア系地名の分布の様相については、*“The Norse and Danish Invasions 793-876”* in: Martin Gilbert, *British History Atlas* (Weidenfeld & Nicolson, 1968), p. 11. および *“Map of Scotland showing the distribution of Scandinavian place — names (stippled), Viking graves (dots) and cemeteries (ringed dots)”* in: Anna Ritchie, *Viking Scotland* (B.T. Batsford, 1993), p. 31.

⁽²²⁾ *The treaty between Alfred and Guthrum (886-890), [Prologue]. This is the peace which King Alfred and Guthrum and councilors of all the English race and all the people which is in East Anglia have all agreed on*

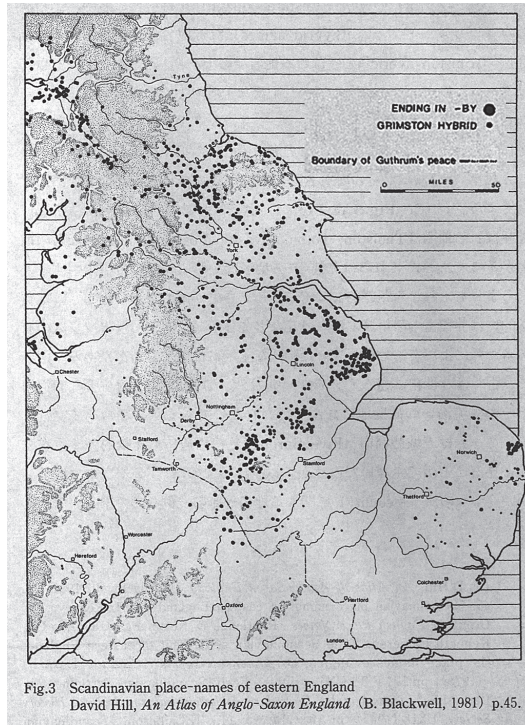


Fig. 6 “Scandinavian place-names of eastern England”
David Hill, *An Atlas of Anglo-Saxon England* (B. Blackwell, 1981) p. 45.

そのまま「戦士の定住」をしたか、或いはまた、そのあとひと先ず彼らの故土（＝ユトランド）に戻り、再び「親族集団」を伴ってイングランドに到来した結果、地名を刻印し定住生活を展開したものと考えてよい。そして彼らの場合には、先住のアングル人社会との間における関係が定住の仕方や地名に反映されるところであったことも既述の通りである。

Fig. 6 では、右上に“Ending in-BY”と“Grimston HYBRID”の説明が見られるが、一般に前者はデーン人系地名、後者は先住アングル人系地名と融合した場合の地名を示している。例えば、*Grimsbý* は Grim’s homestead, そして *Thurmby* の場合は either ‘homestead near a thom-bush’ or Thyme’s village, *Derby*=‘village near deer’ というような形をとってであった。ただし、例えば前節で考察対象とした *Ingleby* の場合にはむしろハイブリッド・ネームであ

and confirmed with oaths, for themselves and for their subjects, both for the living and those yet unborn, who care to have God’s grace or ours. 1. First concerning our boundaries : up the Thames, and then the Lea, and along the Lea to its source, then in a straight line to Bedford, then up the Ouse to the Watling Street.…[*Die Gesetze der Angelsachen*, hersg. V.F. Libermann, 3 Bde., Halle, 1903-16, Bd. 1, SS.126-9] ; Dorothy Whitelock (ed.), *English Historical Documents*, Vol. 1, c. 500-1042 (Eyre Methuen, 1979), p. 416.

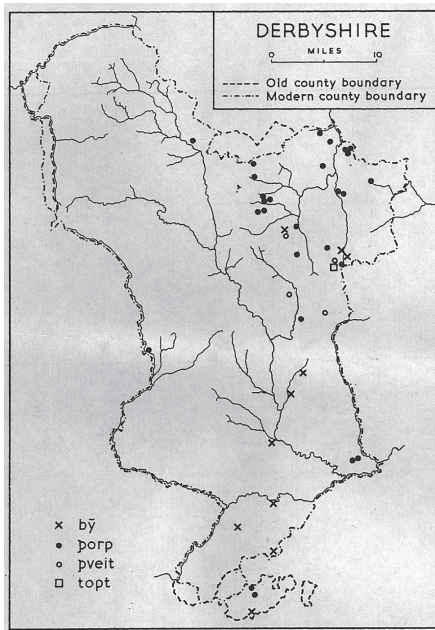


Fig. 7-1

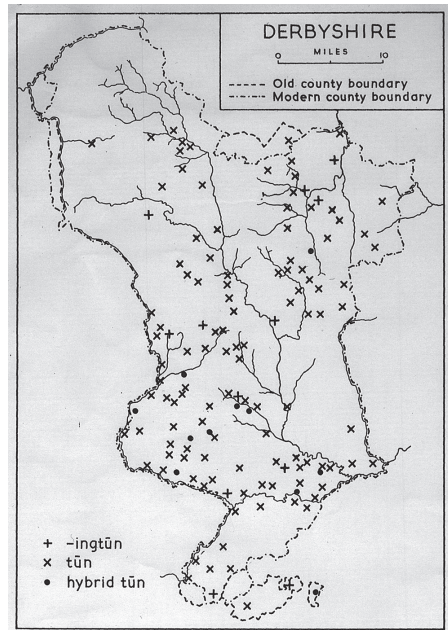


Fig. 7-2

Fig. 7 place name of Derbyshire

Kennes Cameron, *The Place-Names of Derbyshire* [English Place Name Society, Vol. xxix For 1951-52] (Cambridge U.P. 1959), extra maps.

る可能性があって注意を要する。つまりこれは‘Farm of Angle’に後続のデーン人系の *by* が加わったものである可能性が強く、ドゥームズデイ・ブック (Domesday Book, 1086 年) では *Englebi* として現れる⁽²³⁾。このほかにイングランドにおけるスカンジナビア系 (= デーン人) 定住を示すものとして、例えば *Scunththorp* のように、—*thorp* を語尾に伴う地名がある。それは前述の—*by* 地名がイングランドに到来した親族 (血縁) 集団による「第一次定住地」であるに対して、—*thorp* 地名はそこから派生した「第二次定住地」を示す地名であると考えられるのである。

このことを社会経済史の観点で言うならば、最初に定住し語頭のパーソナル・ネームに因んだ親族 (血縁) 集団、つまりそれを構成していた「家父長制大家族」がやがて分解し、

⁽²³⁾ ‘Farm of Angles’, v. Engle, *bȳ*, probably denoting an isolated survival of English inhabitants amongst a prevailing Scandinavian population. ; Cf. A.H. Smith (General ed.,) *The Place-Names of Derbyshire part III* (English place-name society, vol. xxix, for 1951-52) p. 639. 因みにイングランドでは、この他にも *Ingleby* の類例がいくつかある。例えば、**Ingleby Arncliffe** (N. Yorkshire), *Englebi* 1086 (DB), Affix is from a neaby place (*Erneclive* 1086), ‘eagles’ cliff’, OE *earn* + *clif*. **Ingleby** (N. Yorkshire) *Englebi* 1086 (DB). Affix is from a neaby place (*Grenehou* 12th cent.), ‘green mound’, OE *gréne* + OScand. *haugr*, Cf., AD. Mills, *A Dictionary of English Place-Names* (Oxford, U.P. 1991), p.187.

開墾・植民活動が進展する中で新たに「家父長制小家族」を形成し、最初の定住地からやや離れた周辺に小規模集落を出現させたことの結果なのであった。つまり前者が「母村」であるとするならば、後者はそこから農耕にみる生産力の発達の結果として後に生じた言わば「娘村」ないし「枝村」という関係にあった⁽²⁴⁾と言えるだろう。ただし第二次の定住地を構成した家父長制小家族そのものは、この当時における生産力の漸次的発達（＝有輪犁・三圃制・協同耕作の出現）によるものではあるのだが、そのような農耕の営みは、必ずしも順調には展開されなかったであろう。なぜならば、生産力の発達はそもそも地形や自然環境、開墾・植民に着手した地域における土壌の肥沃度の如何、或いは家族労働の担い手や家畜の偶発的欠落、そして折々の災害によって左右されたからである。その結果、経済史的現実としては、この家父長制小家族には時として容易に没落するという形での「変化」の可能性を常にはらんでいたと考えるべきであろう。因みにそうした小規模経営における変化は、当該集落や周辺地域において、数世代後に彼らの出自であった旧家父長制大家族（＝本家）への経済的支援に依存した結果、両者の間で有力者とそれに依存する「隷属民」という、いわば有力者（＝ロード）とその隷属民（＝マン）の関係を生み出す端緒にもなったであろう。勿論そのような関係は、必ずしも従前の血縁者集団間においてのみ形成される事柄に限定される必要はないであろう。筆者はそのように考えている。

次に“Grimston HYBRIT”タイプの地名は、例えば Thulston, Toton, Elvaston, Foston, Rolleston, Skeffington など、その語尾に *ton* を伴う場合である。因みに Skeffington の場合は、もともと Scaft なる人物の血縁親族である人間の居住地が、新たな移住者の到来でスカンジナビア化され、更に古英語 (Old English) の語尾 *-tun* (=estate, village) が *-ton* に転化した地名なのである。概してこのような場所は、先住アングロ・サクソン人によって占められた比較的肥沃な土壌に見られるところから、スカンジナビア人（＝デンマーク系）による定住の際には、先住アングロ・サクソン人の土地・村落がしばしば軍事的有力者を中心に新たな支配者に継承された場合の地名である⁽²⁵⁾といえよう。

⁽²⁴⁾ 因みに、この関係はイングランドにおける先住のアングロ・サクソン社会にもあったと思われる。彼らの場合イングランドに移動・定住した際に、語頭の人物のパーソナル・ネームのあとに集団 (*-ingas* ないし *-inga*) を持つ親族集団をなし、さらにその語尾に *ton*, *ford*, *ham* などを有する地名で主要な諸河川やその支流周辺における砂礫層を中心に定住村落を形成した。しかしその埋葬墓地に関する考古学的研究成果によれば、最初の定住村落からやや離れた場所にも「第二次定住地」のものと見られる共同墓地跡が発見されている。拙論, J.M ドジソン「南東部イングランドにおける *-ingas*, *-inga*-地名分布の意味に関するノート」(『東北学院大学論集・経済学第 66 号』昭和 49 年 12 月) pp. 25-46. を参照。

⁽²⁵⁾ P.H. Reaney, *The Origin of English Place-Names* (Routledge & Kegan Pall, 1964), p. 171.; K. Cameron, “The Scandinavian settlement of eastern England: the place-names evidence, *Ortnamensallskapets i Uppsala Årsskrift* (1978), p. 17.; K. Cameron, “Scandinavian settlement in the territory of the Five Boroughs: the place-name evidence Part III, the Grimston-hybrids”, in P. Clemons & K. Hughes (eds.), *England before the*

4. まとめ・展望

本稿におけるこれまでの考察は、筆者が直接現地を訪れた経験のある「イングルビー遺跡」の特徴を明らかにし、これと至近距離にあった旧稿のレプトン・ヴァイキング遺跡と比較し両者の関係を確かめることにあった。その結果、イングルビー遺跡の場合にはその場所が実際に利用されてきたとみられる期間の広がり幅が異なるだけでなく、とりわけその埋葬形式（＝火葬）においてレプトン・ヴァイキング遺跡の場合と異なることが明らかになった。

次節では、地名学的研究成果に依りながら、ダービシャーに関してスカンジナビア系ヴァイキング（特にデーン人）によるイングランド定住史についての把握を試みた。

本稿でこれら二つの節で検討を行ったのは、アングロ・サクソンイングランド史において、いわゆる「デーンロウ地帯」の存在とそのインパクトの如何を意識したからである。

因みに、ダービシャーの場合はアングロ・サクソン人支配の領域とのまさに「境界線」にある地方なのであり、ヴァイキング時代にはハンバー（Hamber）湾へ流れ出るトレント（Trent）川やその他の諸河川を遡上して、イングルビーやレプトンに到達することは操船に長けたヴァイキング軍団にとって容易であったといえるからである。同様に、北海を経由してウオッシュ湾から到来するデーン人ヴァイキング軍にとっては勿論のこと、その後になって新たに定住地を求めて到来し、やがてそこに地名を刻印することになる「親族集団」の場合でも、イングランドの内陸に入り込むのは困難なことでなかったであろう。

そこで次に、以下で改めて「デーンロウ地帯」を意識し、アングロ・サクソンイングランドにおける「定住規模」に関する研究史を振り返ってみる。既に本稿の第2節で述べたように、デーン人ヴァイキング軍も小規模で略奪が主眼であったとするソーヤー（P.H. Sawyer）氏の場合には、イングランドに到来したデーン人の定住規模が多くて数千人、普通は3,000～4,000人程度に過ぎなかったであろうとし、後年のドゥームズデイ・ブック（Domesday Book, 1086）におけるソークマン（sokeman, 自由人）とデーン人定住との相関関係も、従前いわれてきたほど緊密なものではなかったとし、その孤立性を強調した⁽²⁶⁾一人なのである。しかしそれを評したホワイトロック女史（Dorothy Whitelock）は、戦士定住後にその妻子らを含む多数の定住者があったことを逆に強調し、イングランドにおけるデーン人定住に関する地名学的証拠・言語学的証拠をソーヤー氏は過小評価している。

Conquest—Studies in primary sources presented to Dorothy Whitelock (Cambridge, U.P., 1971), pp. 160-162.

⁽²⁶⁾ P.H. Sawyer, “The Density of Danish Settlement in England” (*Univ. of Birmingham Historical Journal*, 1957-8), pp.1-17.; ditto, *The Age of the Vikings* (E. Arnord, 1962), pp. 148-176.

北部・東部イングランドの方言 (dialects) に関するスカンジナビア人の強力な影響は無視できないし、もし仮に当該地域に先住民 (= Anglo-Saxons) の定住が充分に在ったとすれば、新たな移住者の言語が地名としては残らない場合さえある⁽²⁷⁾ ことを示唆した。これに加えてロイン氏 (H.R. Loyn) も、イングランドのとりわけマーシャ地方ではデーン人の定住と相前後して、その東部 (Danish Meacia, 918~) と西部 (English Mercia) では社会構造に大きな相違があることから、デーン人の定住規模が相当大きかったことを指摘した⁽²⁸⁾ のである。

ところで、この種の論争に関わることで、筆者もかつて次のような反論を受けたことがある。それは、もしスカンジナビア人の移住で、いわゆる「デーンロウ地帯」があったとするならば、ドゥームズデイ・ブックにおいてヨークシャー地方にソークマン (= 自由人) の数がなぜ少ないのか説明ができないのではないか、ということであった。しかしそれに対する説明は、政治的理由と経済史背景の二つの方向から解釈することが可能であろう。政治的理由としては、ドゥームズデイ・ブックの作成時期にヨークシャー地方ではウィリアム征服王による抵抗勢力への激しい討伐が行われ、農民層とりわけソークマン (= 自由人) の地位の劣悪化がこの地方において顕著であった⁽²⁹⁾ ということによるのである。そしていま一つの理由は、前節において地名学的研究との関連で筆者が強調しておいたことに他ならない。それはヨークシャー地方においても最初の定住地からその後における「第二次定住地」の形成過程においては多くの耕作農民層に没落という「変化」があった可能性が十分にあることである。管見によれば、平坦で可耕地に恵まれたミッドランド (Midlands) とは異なり、ヨークシャー地方の場合には沿岸地域に沼沢地と沖積土 (marsh & alluvium)、漂流土 (drift lands)・石灰岩 (limestone) と急傾斜地 (escarpment) を抱え込み、しかも移住後の開墾・植民活動が試みられたであろう西方では重粘土質地 (heavy clay land) が広がる⁽³⁰⁾ という複雑な土壌からなっていたからである。加えて、ヴァイキング期とドゥームズデイ調査 (1086) との間には、少なくとも 100 年以上の時間的な隔たりが存在するのであるから、その間における社会経済史的な意味での「変化」をあまり考慮せず、

⁽²⁷⁾ Cf., *History*, vol. XLIII, no. 164 (1963), Review & Short notes, pp. 351-352.

⁽²⁸⁾ H.R. Royn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest* (Longman, 1970), p.49ff., *Scandinavian Invasions and Settlement.*, ditto, *The Vikings in Britain* (B.T. Batsford, 1977), p. 30.

⁽²⁹⁾ かつてビショップ (T.A.M. Bishop) の研究で示されたように、多数のソークマンが征服後にヨークシャーを離れたこと、或いはウィリアム王による征服および自由身分の先住者による反乱とその鎮圧および土地没収や強制移住があったことである。Cf. T.A.M. Bishop, "The Norman Settlement of Yorkshire" in E.M. Carus Wilson (ed.), *Essays in Economic History*, Vol. 2 (Edward Arnold, 1962), pp. 8-11.

⁽³⁰⁾ Cf., H.C. Darby, *Historical Geography of England before A.D. 1800* (Cambridge, U.P., 1936), p. 95. Fig. 14, *The Physical Regions of England* (on a basis of soil characteristics).

その数の相違について単純に比較・言及することにはおよそ無理があるのではないか、ということなのである。

さてこれらをふまえ、改めて歴史「史料」の記述に立ち返ってみよう。先ず、ウエスト・サクソン王アルフレッド (Alfred the Great) とデーン人首領グスルム (Guthrum) 間の「和平協約」については、本稿における第3節の脚注(22)で触れた通りなので省略する。

つぎに、アルフレッド王の後継者であるウエスト・サクソン王国における二人の指導者によって発せられた「法典」に関して言及すると、ヴァイキング (デーン人) に対するアルフレッド王の交戦後も戦役は続くが、やがて政治的にはイングランド「統合の時代」が到来した。そして959年にはエドガー王 (Edger, 959-975 在位) が即位した。因みにその頃は、オズワルド (Oswald, archbishop of York, 971-92), ダンスタン (Dunstan, sometime bishop of Worcester and London and archbishop of Canterbury, 959-88), エゼルウォルド (Æthelwold, abbot of Abingdon, c.954-63 and bishop of Winchester, 963-84) らによる「修道院改革」が行われた時代であった。そのエドガー王による第4法典 (962-963) は、“Wihtbordesstan”で発布されたのであるが、第12条 (2・1) において、

12. Ponne wille ic þæt stande mid Denum swa gode laga swa hy betste geceosen ; 7 ic heom a gepafode 7 geðafan wille, swa lange swa me lif gelæst, for eowrum hyldum þe ge me symble cyddon.⁽³¹⁾ [さらに余は、デーン人が最善のものとして選ぶことができる良き法律がデーン人に適用されることを望む。また余は、汝らが余に対し絶えず示して来た忠誠のゆえに、汝らに恩寵を与えて来たが、余の生命の続く限り、今後も恩寵をあたえることであろう] とあり、ウェセックス王権が及んでいたとはいえデーン人の地域に固有の「法慣習」が既に存在し、それが以前と同じく有効であったと思われる事情がうかがえるのである。

そして、次のエセルレッド王 (Æthelred II, 978-1016 在位) の第3法典においても主に「デーンロウ地帯」に関する重要な情報が示されている。因みに、この法典は“イギリス人の法に従って”と明示されオックスフォード側のウッドストック (Woodstock)⁽³²⁾ で発せられた第1法典とほぼ同時期のものであるとみられるが、その条項にはデーン人の五城砦都市 (Five Boroughs) での集会で、エアドルマン (ealdorman, 太守) と王の代官 (reeve) が発するものであるとあり、しかも賠償金の支払い対象には“ワーペンテーク” (wapentake) というデーン人に固有の用語が見られる。そして、土地の取得に際しても通常はスカンジ

⁽³¹⁾ And it is my will that secular rights be in force among the Danes according to as good laws as they can best decide on., Edger's code issued at “Wihtbordesstan” (IV Edger, 962-963), 2.1, in Dorothy Whitelock (ed.), *English Historical Documents*, Vol. 1 (Eyre Methuen, 1979), pp. 434-435.

⁽³²⁾ Wudestoc (=Woodstock), もともと Oxford の北方数マイルに位置する森林で、ウェセックス王の所領であったが、8世紀にマーシャに併合されたとみられる。

ナヴィア諸法に見られるように血縁者たちによる優先的権利がうたわれているのである。例示してみると、

1. **Ðæt is : þæt his grið stande swa forð swa hit firmest stod on his yldrena dagum,**

þæt þæt sy botleas þæt he mid his agenre hand sylð.

§ 1. 7 **þæt grið, þæt se ealdormann 7 kinges gerefa on Fif burga geþincða sylle, bete man þæt mid XII hund'.**

§ 2. **And þæt grið þæt man sylleþ on I burhgaþinðe, bete man þæt mid VI hundf ; and þæ [t] man sylle on wæpentake, bete man thaet mid hundf, gif hit man brecð ; and þæ [t] man sylle on ealahuse, bete man þæt æt deadum**

menn mid VI healfmarce 7 æt cwicon mid XII oran.

[第1条 それは、以下に規定するとおりである。王によって与えられる平和は、最初に王の祖先たちの時代に与えられて以来、連綿と維持されてきたように維持されなければならない。従って、王自身が与える平和に対する侵害は何物によっても償うことできないものとする。

1. ただし、五城砦都市の裁判所で太守と王の奉行があたえる平和に対する侵害に対しては 1200 銀の損害賠償をしなければならない。
2. また、城砦都市の裁判所であたえる平和の侵害に対しては 600 銀、百戸村で与えられる平和の侵害に対して 100 銀が支払われなければならない。また、酒場において与えられる平和の侵害に対しては、一人の男が殺害された場合には 6 半マルク、人が殺されていない場合には 12 オーラを損害賠償として支払わなければならない⁽³³⁾ という様にある。

もう一つのことを述べてみたい。マーシア南部のウォリック (Warwik, 914) から北西部のチェスター (Chester, 907) とランコーン (Runcorn, 915) に至るエセルレッドの要塞

⁽³³⁾ 古英語の法文は、大沢一雄『アングロ・サクソン (=古英) 法典-法文の言語 (古英語、一部ラテン語) の邦訳と注解-』(朝日出版社, 2010), p. 341 および p. 365 による。

以下本稿における古英語の法文も大沢一雄著の同書による。また、Cf. King Ethelred's code issued at Wantage (III Ethelred, 978-1008, probably 997), Dorothy Whitelock (ed.), *English Historical Documents*, Vol. 1 (Eyre Methuen, 1979), pp. 439-442.

wapentake (ON *vápnatake*, OE *wæpentac*) : A local division for the Administration of justice in the Danelaw of eastern England. この wapentake はイングランドの百戸村 *hundred* 即ち 100 家族を支えるに足る 100 ハイドにもとづく土地区分にあたるものであり、元来は *tog vaaben* (=taking weapon) なのである。スカンジナビア地方では、その長の着任に際し自由民がその集会 *thing* で信任の意思を表す証として、またそこでなされた判決や合意を確認する際に剣 (*weapon*) をとり打ち振ったことに由来する。F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England*, 2nd ed. (Oxford, 1965), pp. 497-498.; H.R. Loyn, *The Vikings in Britain* (B.T. Batsford, 1977), pp. 125-127.; Johannes Brondsted, *Vikingerne* (1960), English (ed.) by Kalle Skov (Penguin Books, 1986), p. 55.

群の構築は、ウェスト・サクソン体制の地理的・年代的な発展を示している、それが確かにノルウェー系のヴァイキングに対処するためのものであったと言えよう。しかし他方「デーンロウ」(Old English, *Dena lagu*, *Danelaw*) 地帯が最初から存在しなかったということであるならば、いわゆる五城砦都市 (Lincoln, Derby, Nottingham, Leicester, Stamford) がある地方やその北部に向けてアングロ・サクソン側からの執拗な攻撃と「再征服」がなされたのは一体なぜなのかということである。確かにエドワードの時代に五城砦都市は 924 年までに制圧されたのであるが、さらにアルフレッドの孫エセルスタン (925-939 在位)、エドマンド (Edmund, 939-946 在位) そしてエアドレッド (Eadred, 946-955 在位) の時代においてもイングランド北部に向けての「征服活動」が繰り返し続いたのであった。それにもかかわらずヨークのデーン人の場合は断固としてその自立と彼らのスカンジナビア系王を維持していたのである。

加えて、次のクヌート (Canute, Cnut, Knut, Cnud, 1016-1035)⁽³⁴⁾ 王の時代に至っても「デーンロウ地帯」の存在をうかがわせる内容が特にその第二法典 (世俗法) における諸条項で頻繁に現れたことを無視できない。即ち、その前文では、

Dis ðonne seo woruldcunde geraednysse ðe ic wille, mid minan witenan ræde,

Þæt man healde ofer eall England.

[本法は、余が余の賢人たちの助言によって (制定した) イギリス全土において遵守されることを望んでいる世俗法である。] とあり、さらに第 15 条から第 83 条にかけても、

15. **7 on Dena lage he ah fihwite 7 fyrdwita, griðbryce 7 hamsocne, butan he hwæne furðor gemæðrian wylle.**⁽³⁵⁾

⁽³⁴⁾ Born : c.995 Parents : King Swain and Gunhilda of Poland. Ascended the Throne : 30 November 1016. Coronation : Possibly St Paul's Cathedral, London, c.1017. Authority : King of England, Denmark (from 1019) and Norway (from 1028). Died : Shaftesbury, 12 November 1035. Cf. Collins gem, *Kings & Queens* (Harper Collins Publishers, 2004)

因みに、クヌートは彼の父スヴェンとともにイングランドに遠征した時が最初であって、この時はエゼルレッド無思慮王 (Ethelred II, 'the Unready' coronation 978-1016) との戦闘・打破に貢献した。(1013 年)。そしてエゼルレッドの死後彼がイングランド王となった。そしてこれに異を唱えるエドマンド剛勇王 (Edmund II, 'Ironside') の抵抗を退けた。当初クヌートは土着のイングランド人を寛大に扱うが、エゼルレッドの寡婦ノルマンディのエマ (Emma of Normandy, widow of Ethelred II) との結婚 (1017) の後、イングランド人の行政登用をいとわないうところを示した。1018 年にはデンマークの王位を継承し、さらに 1026 年にはノルウェイ王オーラフ II 世 (St. Olaf the Stout, c.995-1030, 聖オーラフ) に勝利したことにより「北海帝国」が形成された。クヌート王はキリスト教の庇護者として知られ、イングランドに複数の修道院を創設し、自らローマに巡礼をした。政治的にみると、このようなクヌートの王位継承後のカギを握ったのがウルフスタン (Archbishop of York from 1002) に他ならない。彼はエゼルレッド無思慮王とクヌードのために「法典」を起草しただけでなく「教会改革」に貢献した人物に他ならない。Cf. D. Whitelock, "Archbishop Wulfstan, Homilist and Statesman", in *Transaction of the Royal Historical Society* (1942); H. R. Loyn (General ed.), *The Middle Ages* (Thames & Hudson, 1989), p. 350.

⁽³⁵⁾ 現代英語によるクヌート王の「世俗法」では、15. And in the Danelaw he possesses the fine for fight-

[また、デーン法施行地域においても、王は私闘、兵役の忌避、平和の紊乱および住居侵入に対する罰金を徴収する権限をもつものとする。ただし、王が何人かに対して格別の恩恵として罰金の徴収権を与えることを望むときは、この限りでない。]

15a. 7 gif hwa ðonne friðleasan man healed oððe feormie, bete swa hit lagu wæs.

[また、何人かが法外者の生活を支え、隠れ場を提供したときは、法律で定められているように損害を賠償しなければならない。]

§ 1a. 7 on Dena laga lahslikes scyldig, buton he hine geladige, þæt he na bet ne cuðe.⁽³⁶⁾

[また、デーン法施行地域においても、その違反に対して罰金が許されるものとする。ただし、その者がより正しい法を知らなかったとって身の証を立てたときはこの限りでない。]

§ 3. 7 se ðe on Dena lage rihte lage wyrde, gylde he lahslike.

[また、デーン法施行地域において正しい法律に違反した者は、デーン法違反による罰金を支払わねばならない。]

45. § 3. Gyf laford his ðeowan freolsdæge nyde to weorce, ðolie ðæs ðeowan 7 beo he syððan folcfrig ; 7 gylde lahslit se laford mid Denum, wite mid Englum, bi ðam þe seo dæd sy ; oððe geladie hine.

[領主が奴隷に祝祭日に働くことを制したときは、領主はその奴隷を失い、奴隷は以後自由民の完全な諸権利を取得するものとする。領主は行為の性質によって、デーン法施行地域においてはデーン法による罰金、イギリス法施行地域においてはイギリス法による罰金を支払わねばならない。あるいは無罪証明をしなければならない。]

46. Be festene. [断食]

Gyf friman riht fæsten abrece, gylde lahslit mid Denum, wite mid Englum, be ðam ðe seo deed sy.

[住民が法律に定められた断食の規定に違反したときは、その行為の性質によってデーン法施行地域においてはデーン法による罰金、イギリス法施行領域においてはイギリス法による罰金を支払わなければならない。]

ing and that for neglecting military service, *griðbryce* (breach of the peace) and *hamsocn* unless he wishes to honour anyone further. となる。Cf. Dorothy Whitelock (ed.), *op. cit.*, p. 456.

⁽³⁶⁾ 15. 1a. And in the Danelaw he is to forfeit *lahslit*, unless he clear himself—that he knew no better., *lahslit* “breach of the law” is the term given in the Danelaw to a fine varying with the rank of the offender, 10 half-marks for the king’s thegn, 6 half-marks for other landowners, 12 ores for *ceorl*., Cf., Dorothy Whitelock, *ibid.*, & p. 446.

48. **Gyf hwa forwyrne godcunde gerihte** [何人が教会諸税の納入を拒否した場合]

Gyf hwa godcundra rihta mid wige forwyrne, gylde lahslit mid Denum 7 fulwite mid Englum, oððe geladige hine-----nime XI men 7 beo him seolf twelfta.

[何人も、暴力に訴えて教会諸税の納入を拒否したときは、デーン法施行地域においてはデーン法による罰金を、イギリス法施行地域においては満額の罰金を支払わなければならない。または11名の免責宣誓者を選び、その者自身を12番目の宣誓者とする宣誓によって身の証を立てなければならない。]

49. **Gif hwa hadbryce gewyrce, gebete þæt be ðæs hades mæðe, swa be were swa be wite swa be lahslite swa be ealre are.**

[何人が聖職にある者に傷を負わせたときは、その聖職者の位階によって、人命金、イギリス法による⁽³⁷⁾罰金、デーン法による罰金または全財産の没収のいずれかによって損害を賠償しなければならない。]となる。さらに以下においても、

62. **Hamsocne.** (住居侵入およびその居住者に対する襲撃)

Gyf hwa hamsocne gewyrce, gebete ðæt mid V pundum ðam kynincge on Engla lage, [7 on Dena] lage swa hit ær stod.

[何人も、他人の住居に侵入しその居住者を襲撃したときは、イギリス法施行地域においてはその行為について王に対して5ポンドを、また、デーン法施行地域においては、すでにデーン法に規定されている額を賠償金として支払わなければならない。]

65. **Burhbote.** 城壁修理

Gyf hwa buruhbote oððe brygcebote oððe fyrdfare forsitte, gebete mid hundtwentigum scill' ðam kyncge on Engle lage, 7 on Dena lage swa hit ær stod, oððe geladige hine, (7) namige man him XIII 7 begyte XI.

[何人も、城壁修理または橋梁修理または兵役を忌避したときは、イギリス法の施行地域においては王に対して120シリング、デーン法の施行地域においてはすでに定められている通りの損害賠償金を支払いまたは被告のために指名された14名のうち11名の者を免責宣誓者を選び、身の証を立てなければならない。]

71a. **Eorles.** (太守の相続上納物)

§ 3. And kyncges ðegnes heregeata inne Denum ðe his socne hæbbe -----VIII pund.

⁽³⁷⁾ wite (罰金) には、第48条のように *mid Englum* (=among the English i.e. in an English district イギリス法施行地域) のような語は付随していないが、デーン法違反に対する罰金を意味する *lahslit* と対比しているのであるから、イギリス法による罰金ということになる。大沢一雄・前掲書、p. 500を参照。以下、古英語によるこれらクヌート王の「世俗法」・現代英語版に関しても、Cf. Dorothy Whitelock, (ed.), *op. cit.*, pp. 457-467.

[また、デーン人の中で司法権をもつ王の重臣の相続上納物は、4ポンドとする。]

83. **Se ðe ðas lage wyrde ðe se kyningc hæfð nu ða eallum mannum forgyfen, seo he**

Denisc sy he he Engli [s] c, beo he his weres scyldig wið ðone kyningc.

[王が現在すべての人々に与えている本法の規定に違反した者は、デーン人・イギリス人を問わず人命金を王に没収されるものとする。] となっている。

以上、アルフレッド王の時代に始まる「年代記」(= Anglo-Saxon Chronicle) や諸法典などでも確認できるように、アングロ・サクソン期の歴史においては、いわゆる「デーンロウ」地帯なるものは確かに存在していたと考えられる。従ってこれを踏まえて言えば、本稿冒頭の脚注に示したように、それが19世紀の国民国家史観により開花した幻想ないし後年の歴史家が作り出したものであるということは当たらないのではなかろうか。もちろん、後期アングロ・サクソンイングランド社会にあって、ほぼ800年から1,100年頃に及ぶ当該地帯における領主制や農民の地位と所領構造、村落形成と教区制度の如何などは解明されていない。それらは筆者にとっても残された重い課題ではある。

(2014. 11. 30)